

北海道告示第10530号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>1 北海道IoT・データ活用推進事業 北海道Society5.0 実現に向け、IoTを活用してデータを収集、分析し、地域の課題解決をするために、市町村と民間事業者のコンソーシアムが行う事業の費用の一部を補助する。</p>	<p>北海道IoT・データ活用推進事業補助金交付要綱第4条に定める市町村と民間事業者によるコンソーシアム</p>	<p>北海道特有の課題をIoTで解決するための事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費(消耗品、燃料費等) (5) 役賃(通話料、保険料等) (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 備品購入費 (10) その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課</p>		
<p>2 地方空港国際チャーター便就航促進事業費補助金 道内空港(新千歳空港を除く。)と海外を結ぶ定期航空路線の新規就航を促進する国際チャーター便の運航を通じ、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた本道の国際航空需要回復のため、国際チャーター便を運航する航空会社が行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者又は外国人国際航空運送事業者</p>	<p>道内空港発着の国際チャーター便の運航に直接要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課</p>		

<p>3 国際航空定期便再開補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により失われた本道の国際航空需要回復のため、道内空港発着の国際航空旅客定期便の運航を再開する航空会社が行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>国際航空旅客定期便 令和2年（2020年）1月に道内空港発着の国際航空旅客定期便を運航していた航空会社で令和3年度（2021年度）以降に運航を再開する航空会社。ただし、令和3年度（2021年度）に国際航空旅客定期便を運航し、道内空港国際航空定期便就航促進奨励事業費補助金を受領する見込みである者を除く。</p>	<p>道内空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課</p>		
<p>4 道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金 道内地方空港への新規航空路線の誘致を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した航空需要回復に資するため、道外空港と道内地方空港間及び道内空港間を結ぶ路線に就航する航空会社に対し、設備に要する経費及び地上支援業務に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助事業に要した次の経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 補助事業に係る中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費 (2) 補助事業に係るデアイシニング経費</p>	<p>(1) 2分の1以内とする。ただし、1年度あたり150万円を限度とする。 (2) 10分の10以内とする。ただし、着陸1回あたり20万円、1年あたり合計で640万円を限度とする。 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p>	<p>総政第2号様式 総政第6号様式 （補助事業に係る中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。） 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第6号様式 （補助事業に係る中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。） 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課</p>		

			金その他の収入金の控除等を行う。					
5 民間委託外空港チャーター便誘致事業 中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港へのチャーター便の誘致を通じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で減少した航空需要回復に資するため、これらの空港のいずれかを発地または着地として、チャーター便を運航する航空会社に対し、運航に要する経費及び航空機燃料を道内の給油施設のない空港へ輸送するために要する経費について、予算の範囲内で補助する	本邦航空運送事業者	補助事業に要する次の経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 補助対象便を運航するために要する経費 (2) 補助対象便で使用する航空機燃料を道内の給油施設のない空港へ輸送するために要する経費	(1) 1便あたり15万円とする。 (2) 10分の10以内。ただし、1便あたり20万円を限度とする。 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	総政第2号様式 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空局航空課		